

企業年金ノート

目次
退職給付会計に対する各企業の動向について～当行における退職給付債務計算結果を踏まえて～



退職給付会計に対する各企業の動向について ～ 当行における退職給付債務計算結果を踏まえて～

1. はじめに

企業会計制度の見直しにより、平成12年4月以降に開始される事業年度から退職給付会計基準が導入されました。

同基準の導入により、企業は財務諸表に退職一時金・年金の退職給付債務の開示が義務付けられ、退職給付債務の額に時価評価された年金・退職金の資産額が満たない場合は、差額を積立不足として認識し、一定期間内で費用処理しなければなりません。

このため、退職給付会計基準の導入は、今後の企業経営に大きな影響を与えることが予想されており、各企業とも市場などからの正当な評価を得るために対応を図っていく上で、他社の動向が重要な情報となっています。

今月号では、退職給付債務の額に大きな影響を与える割引率と、会計上の積立不足である会計基準変更時差異の償却期間について、当行で実施した退職給付債務の計算結果（平成12年5月末時点）に基づいてご紹介します。

2. 割引率の設定について

退職給付債務（PBO（注1））や退職給付費用の計算を行う際に使用する割引率は、「安全性の高い長期の債券（長期の国債、政府機関債及び優良社債）の一定期間（おおむね5年以内）における利回りの変動を考慮して決定する（注2）」とされています。そのため、多くの企業では、10年又は20年国債利回りの5年程度の平均値を基礎に将来の利回り変動の予想を織り込んで決定するケースが多いようです。（国債利回りの過去の推移は【表1】をご参照下さい。）

（注1）PBO...Projected Benefit Obligation の頭文字をとった略称。本来は、米国の会計基準（FAS87）や国際会計基準（IAS）における「予測給付債務」のことを指すが、予測給付債務と同様の性格を持つ退職給付債務を表わす場合も、この略称を使用するケースが多い。

（注2）一定期間の平均値ではなく、一定期間における利回りの変動を踏まえた将来の適正な率を選定することができます。

【表1】国債利回りの過去の推移

	実績	5年平均
昭和61年	5.589	
62年	4.851	
63年	4.965	
平成元年	5.011	
2年	6.746	5.432
3年	6.316	5.578
4年	5.266	5.661
5年	4.288	5.525
6年	4.219	5.367
7年	3.473	4.712
8年	3.132	4.076
9年	2.364	3.495
10年	1.518	2.941
11年	1.732	2.444

	実績	5年平均
昭和61年	5.753	
62年	5.661	
63年	5.196	
平成元年	5.076	
2年	7.009	5.739
3年	6.667	5.922
4年	5.742	5.938
5年	5.188	5.936
6年	4.690	5.859
7年	3.946	5.247
8年	3.733	4.660
9年	3.025	4.116
10年	2.253	3.529
11年	2.658	3.123

（注）実績は、発行月の応募者利回りの1年間における単純平均値。

2-2．割引率の分布状況

【表2】は、当行でPBO計算を実施した企業のうち適用初年度期首の補正計算を実施した企業251社について、採用した割引率の分布を示したものです。

この分布表によると、全体の約96%（240社）の企業が割引率3.0%又は3.5%を採用していることがわかります。

ここで、【表1】国債利回りの過去の推移を見ると、10年又は20年国債利回りの最近5年間の平均が2.5%～3.5%程度となっていることから、将来の利回り変動について楽観的な見通しを織り込むことなく、基本的に5年平均の値をそのまま使用した企業が多かったものと考えられます。

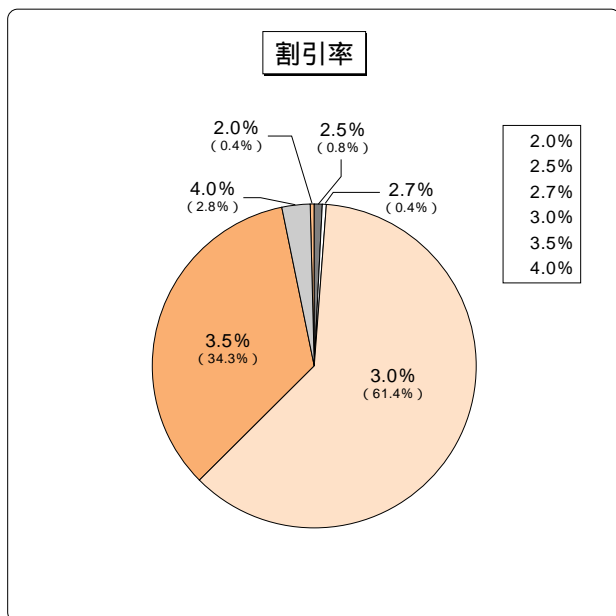
なお、現時点で適用初年度期首の補正計算をまだ実施していない企業も含めた1,026社についての割引率の分布状況は、【表3】に示すとおりです。この場合も、【表2】の場合と同様であり、約90%の企業が割引率3.0%又は3.5%を採用しています。

（注）適用初年度期首の補正計算について

PBO・退職給付費用等の数値は、貸借対照表日時点のデータを用いて算出することが原則ですが、決算スケジュールなど実務上の対応に配慮し、貸借対照表日のおおむね1年前までの一定日（データ等の基準日）において計算したPBO等の数値を、データ等の基準日から貸借対照表日までの期間にわたり合理的な調整を行うことで、貸借対照表日の数値（確定値）に代

【表2】割引率の分布状況

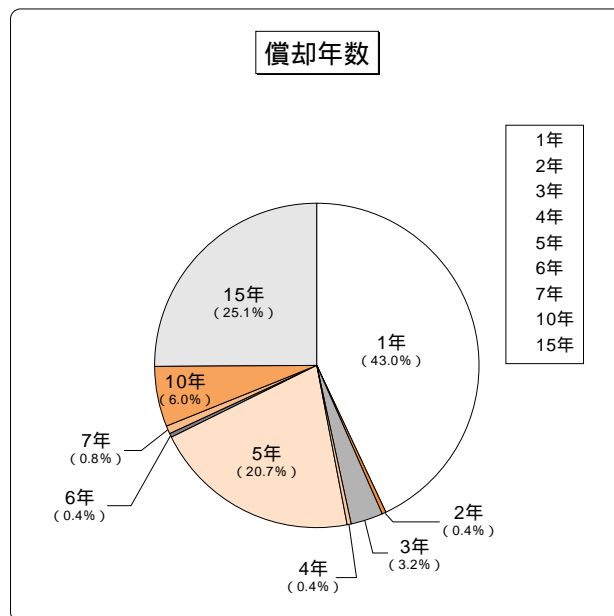
割引率	2.0%	2.5%	2.7%	3.0%	3.5%	4.0%	合計
件数	1	2	1	154	86	7	251



(注) 当行で退職給付債務を計算した企業のうち、適用初年度期首の補正計算を実施した企業を集計。

【表4】会計基準変更時差異の償却年数の分布状況

償却年数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	10年	15年	合計
件数	108	1	8	1	52	1	2	15	63	251



(注) 当行で退職給付債務を計算した企業のうち、適用初年度期首の補正計算を実施した企業を集計。

【表3】割引率の分布状況

割引率	1.5%	2.2%	2.3%	2.5%	2.7%	3.0%	3.5%	4.0%	5.0%	合計
件数	1	1	1	32	1	681	244	61	8	1,026
割合	0.1%	0.1%	0.1%	3.1%	0.1%	66.4%	23.8%	5.9%	0.8%	100.0%

(注) 当行で計算実施先の集計結果。複数計算実施の場合は低い割引率で算出。

える取扱いが認められています。

この調整を行うことを「補正計算」と呼んでいます。すなわち、現時点で補正計算を実施した企業とは、退職給付会計基準の適用初年度の期首における各種会計数値の確定値を算出済みの企業ということになります。

3. 会計基準変更時差異の償却について

会計基準変更時差異とは、退職給付会計基準の適用初年度の期首における「退職給付債務」 $-($ 年金資産の公正な評価額 $)-($ 従来の会計基準により計上された退職給与引当金等 $)-($ 退職給付信託資産 $) =$ 退職給付会計上の適用初年度の期首における積立不足額 $」$ のことをいいます。

この会計基準変更時差異については、退職給付会計基準の適用年度から15年以内の一定の年数にわたり定額法により償却（費用処理）することが義務付けられており、同差異の発生額および毎年の費用処理額の大小が、当面の企業業績に大きな影響を及ぼすものと考えられます。

（注）一定の年数にわたる費用処理には、適用初年度に一括して費用処理する方法も含まれます。

3-2．会計基準変更時差異の償却年数の分布状況

【表4】は、当行でPBO計算を実施した企業のうち適用初年度期首の補正計算を実施した企業251社について、会計基準変更時差異の償却年数の分布を示したものです。

この分布表によると、償却年数については最短の1年から最長の15年まで幅広く分布しているように見えますが、償却年数5年に着目して、5年以下の件数を集計すると170件であり、全体に占める割合は約68%となります。

具体的な償却方法については、企業年金制

度への掛金を増加し、年金資産を積み増す方法、退職給付信託を設定する方法、社内引当金を積み増す方法、等さまざまな方法が考えられますが、大半の企業は5年以内の短期償却を志向していることがわかります。

これは、平成12年3月22日付で日本公認会計士協会が公表したリサーチ・センター審理情報【No.13】「退職給付会計に係る会計基準変更時差異の取扱い」において、「会計基準変更時差異の費用処理期間が短期間（原則として5年以内）であり、かつ、当該費用処理額に金額的重要性がある場合に限り、特別損益項目として計上することができるものとする。この場合、当該費用処理額の金額的重要性の判断は、個々の企業の状況により判断されることとなる。」とされたことから、経常損益への大きな影響を回避したいというニーズを持つ企業を中心に、5年以内の短期償却を計画する企業が多かったためと考えられます。

以上

企業年金ノート No.387

平成12年7月 大和銀行発行

年金・法人信託企画部

〒541-0051 大阪市中央区備後町2-2-1 TEL. 06(6268)1810

年金・法人信託企画部(東京)

〒100-0004 東京都千代田区大手町2-1-1 TEL. 03(5202)6415

大和銀行はインターネットにホームページを開設しております。

【<http://www.daiwabank.co.jp/>】

大和銀行は、インターネットを利用して企業年金の各種情報を提供する「ダイワ企業年金ネットワーク」を開設しております。ご利用をご希望の場合は、年金・法人信託企画部までお問い合わせ下さい。(TEL 06(6268)1810)